

# 介護保険 問合先 高齢介護課

平成29年度  
65歳以上の介護保険料

## ■普通徴収

普通徴収（納付書での納付や口座振替）で納付している人に、6月分までの保険料額を記載した介護保険料仮決定通知書を送付しました。

今年3月に介護保険第1号被保険者の資格を取得した人（昭和27年3月2日〜4月1日生まれの65歳以上の人）には、平成28年度分の保険料納入通知書なども送付していますので、注意してください。

保険料は期限までに納付してください。

## 【口座振替のご利用を】

毎月25日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、指定の口座から保険料を振り替えます。納め忘れがなく大変便利です。ぜひご利用ください。

## ■特別徴収

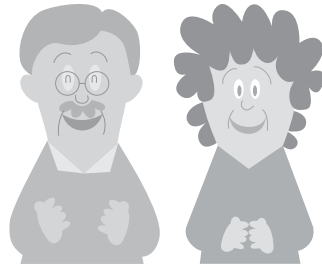
特別徴収（年金から徴収）で納付している人は、4月・6月

に2月の納付保険料額と同額を徴収します。

新たに特別徴収が開始される人には、特別徴収開始通知書を送付しますので、開始月や保険料額などを確認してください。

## ■平成29年度の介護保険料は7月に決定します

平成29年度の確定した保険料額は、被保険者本人の平成28年中の合計所得額などをもとに7月に決定し通知します。



## 高齢者介護用品の 現物支給制度

在宅で常時おむつを使用している高齢者とその家族を支援するため、紙おむつを現物支給します。

### 対象

- 要介護2〜5である
- 在宅で常時紙おむつを使用している

- おむつの使用が必要である（担当ケアマネまたは主治医が必要と認める人）
- 生計中心者が市府民税均等割以下の世帯に属している

※生活保護受給者は対象外

給付内容 1人月額6,000円（要介護2の人は3,000円）を上限とし、委託業者が毎月自宅へ配達します。  
申込 高齢介護課

## おむつを使用する高齢者にごみ袋を給付します

対象者に市指定のごみ袋を給付します。希望する対象者は申し込みください。

対象 要支援・要介護の介護認定を受け、在宅で終日おむつを使用している人

※生活保護受給者を除く  
申込 高齢介護課



# 人権の広場

## 人権教室、

## 全小学校で実施達成

人権擁護委員が小学校に出向いて、3年生を対象に人権教室を行っています。この数年で実施は徐々に増え、前年度は、全校実施が実現しました。毎年すべての小学校で実施できるよう取り組んでいきたいと考えています。

アニメ「プレゼント」を見て、いじめについてみんなで一緒に

考え、授業の最後には人権イメージキャラクター「人KEN まもる君とあゆみちゃん」が登場するなど、楽しく学びます。また、月1回市役所で人権

擁護委員が人権相談を行っていますので、気軽に相談ください。



## 識字教室 学級生募集！

識字教室を開催しています。参加希望者は、気軽に電話してください。

- 生涯学習課（レイクアルスタープ ラザ・カワサキ中央図書館内）  
☎469-7132 Fax469-7133
- 鶴原識字教室（北部市民交流センター 本館）下瓦屋222-1  
☎464-5725 Fax469-2284
- 樫井識字教室（南部市民交流センター 本館および長寿園）南中樫井476-2  
☎466-1641 Fax466-4744
- 下瓦屋識字教室（問い合わせは生涯学習課へ）